

令和2年1月

地域公共交通確保維持改善事業に係る交付要綱・実施要領の改正について（概要）

改正の目的

令和元年度第1次補正予算に盛り込まれた地域鉄道の安全性向上、公共交通のバリアフリー化及び代行バスの運行への支援について反映するため、交付要綱、実施要領及び事業評価実施細目を改正する。

主な改正事項

<交付要綱>

◆附則第2条

地域公共交通バリア解消促進等事業について、令和元年度第1次補正予算の要求主旨である災害対応に資する事業を対象とすることを規定。

◆附則第3条～第12条

代行バスの運行への支援（被災地域鉄道路線代替輸送事業）について規定。

◆別表23注釈

段差の解消及び多機能トイレの設置について、令和元年度第1次補正予算に限る旨を規定。

<実施要領>

◆附則

被災地域鉄道路線代替輸送事業の完了後において、引き続き当該事業に係る鉄軌道の運行が休止していることに伴い、これに代わる通学又は通勤等の移動手段を確保するため運行する系統について、申請日等の経過措置を規定。

<事業評価実施細目>

◆附則

被災地域鉄道路線代替輸送事業及び実施要領附則に規定する経過措置の適用を受ける地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について、事業評価の対象としない旨を規定。

なお、令和元年度当初予算に係る事業については、経過措置として、従前通りの取扱いとする。